

**別紙様式 1**  
(児童生徒性暴力等以外)

年 月 日

私学課長 様

設置者名  
代表者名  
連絡先

児童生徒性暴力等以外の事由による教育職員の免許状の失効・取上げについて（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

氏 名			
本籍地都道府県	都・道 府・県	生年月日	年 月 日
現住所	〒 —		
連絡先	【自宅】 ( ) —	【携帯】 ( )	—
所持免許状	別添「所持免許状一覧」のとおり		
適用 (該当に○)	・免許法第5条第1項(第3号・第6号)該当 ・免許法第11条第1項 免許法施行規則第74条の2第8号(ロ・ハ・ニ・ホ)該当 ・免許法第11条第2項 第1号該当		
処分の日又は 該当すると認めた日	年 月 日		
最終の 所属及び役職	【所属】	【役職】	

【添付資料】

- ・別添1「所持免許状一覧」
- ・別添2「取上げに関する調書」(免許法第11条第1項、第2項第1号に該当する場合に添付)
- ・失効日が分かるもの(免許法第5条第1項(第3号・第6号)に該当する場合に添付)

**別紙様式2**  
(児童生徒性暴力等以外)

年 月 日

私学課長 様

設置者名  
代表者名  
連絡先

児童生徒性暴力等以外の事由による教育職員以外の者の  
免許状の失効・取上げについて（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

氏名			
本籍地都道府県	都・道 府・県	生年月日	年 月 日
現住所	〒 —		
連絡先	【自宅】 ( ) —	【携帯】 ( )	—
所持免許状	別添「所持免許状一覧」のとおり		
適用	・免許法第5条第1項（第3号・第6号）該当 ・免許法第11条第3項 免許法施行規則第74条の2第8号（ロ・ハ・ニ・ホ）該当		
処分の日又は 該当すると認めた日	年 月 日		
最終の 所属及び役職	【所属】	【役職】	

【添付資料】

- ・別添1「所持免許状一覧」
- ・別添2「取上げに関する調書」（免許法第11条第3項に該当する場合に添付）
- ・失効日が分かるもの（免許法第5条第1項（第3号・第6号）に該当する場合に添付）

別紙様式3  
(児童生徒性暴力等)

年 月 日

私学課長 様

設置者名  
代表者名  
連絡先

児童生徒性暴力等による教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含む。）の免許状の失効・取上げについて（報告）

標記について、下記のとおり報告します。

記

氏名			
本籍地都道府県	都・道府・県	生年月日	年 月 日
現住所	〒 —		
連絡先	【自宅】（ ） — 【携帯】（ ） —		
所持免許状	別添「所持免許状一覧」のとおり		
適用 (該当に○)	・免許法第5条第1項第3号該当 ・免許法第11条第1項 免許法施行規則第74条の2第8号イ該当 ・免許法第11条第3項 免許法施行規則第74条の2第8号イ該当		
処分の日又は 該当すると認めた日	年 月 日	最後に児童生徒性暴力等に該当する行為が行われた日	令和4年4月1日まで ・ 令和4年4月1日以降
最終の 所属及び役職	【所属】 【役職】		

【添付資料】

- ・別添1「所持免許状一覧」
- ・別添2「取上げに関する調書」（免許法第11条第3項に該当する場合に添付）
- ・失効日が分かるもの（免許法第5条第1項第3号、第10条第1項第2号に該当する場合に添付）

## 所持免許状一覧

氏 名				
免許状1	記載の氏名		記載の本籍地	都・道府・県
	種類	教諭 免許状	教科	
	授与年月日	年 月 日	授与権者	都・道府・県 教育委員会
	免許状番号			
免許状2	記載の氏名		記載の本籍地	都・道府・県
	種類	教諭 免許状	教科	
	授与年月日	年 月 日	授与権者	都・道府・県 教育委員会
	免許状番号			
免許状3	記載の氏名		記載の本籍地	都・道府・県
	種類	教諭 免許状	教科	
	授与年月日	年 月 日	授与権者	都・道府・県 教育委員会
	免許状番号			
免許状4	記載の氏名		記載の本籍地	都・道府・県
	種類	教諭 免許状	教科	
	授与年月日	年 月 日	授与権者	都・道府・県 教育委員会
	免許状番号			
免許状5	記載の氏名		記載の本籍地	都・道府・県
	種類	教諭 免許状	教科	
	授与年月日	年 月 日	授与権者	都・道府・県 教育委員会
	免許状番号			

## 取上げに関する調書

(任命権者)

項 目	内 容 等
<b>■調査対象者</b>	
氏 名	
生年月日	年 月 日
本 籍 地 都道府県	
現住所等	〒 ー  電話番号 ( ) ー 携帯番号 ( ) ー (その他連絡先)
所持免許状	別添「所持免許状一覧」のとおり
最終の所属及び役職	【所属】 ー 【役職】 ー
<b>■免職処分</b>	
処分の日	年 月 日
根拠法令	
処分の事由	
事実認定	※ 処分庁として実施した免職処分の事由にかかる事実認定を記載してください。 ※ 既存の資料で確認できる場合は、当該資料の添付で代えることができます。
<b>■その他</b>	

○任命権者において懲戒処分等の基準を設けている場合は、当該基準を示す資料を添付してください。

○〔免許法第11条第3項の場合〕

当該処分の決定が「役職」に着目したものであるかどうかについて、処分庁としての見解を必ず「事実認定」の項目に記載してください。(調査対象者が仮に「教諭」であった場合においても、当該処分の事由が免職処分に相当するか等) なお、「事実認定」の記載を資料添付で代える場合は、その見解を必ず「処分の事由」の項目に記載してください。

**参 考**  
(免許状返納時に  
本人が記入、提出)

## 宣 誓 書

私は、記載した教育職員免許状以外の教育職員免許状は所持していないことを宣誓します。

年 月 日

大阪府教育委員会 様

氏 名

(自署してください)

番号	所有免許状				返納・紛失 どちらかに○
1	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
2	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
3	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	

**「紛失」した教育職員免許状が発見された場合は、大阪府教育委員会に速やかに返納してください。**

※所有免許状欄に記載すること。訂正がある場合は二重線で行うこと。また、既に記載されている以外に所持する教員免許状がある場合は必ず追記すること。内容確認後、確認した日付を記入し、署名すること。

※本宣誓書に、教員免許状原本を添えて大阪府教育委員会教員免許担当宛てに送付すること。

※免許状を既に紛失しており、教員免許状原本を返納できない場合は、本宣誓書のみを送付すること。

※「本籍地」欄は、免許状に記載されている都道府県名又は国名のみを記入すること。

※「氏名」欄は、免許状に記載されている氏名が旧姓等で現在と異なっている場合であっても、免許状に記載のとおり記入すること。また、旧姓等がある場合で、免許状に旧姓等が記載されているか不明のときは、旧姓等を（ ）書きで付記すること。

※「免許状の種類」欄は、「中学校教諭一種免許状」、「中学校教諭一級普通免許状」のごとく、「免許状番号」欄は「平〇〇中一第〇〇〇〇号」、「昭〇〇中一普第〇〇〇〇号」のごとく、「授与権者」欄は「〇〇県」のごとく、記載してください。

※3件を超える数の免許状を有する場合は、裏面の整理番号4以降に同様に記入してください。

番号	所有免許状				返納・紛失 どちらかに○
4	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
5	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
6	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
7	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
8	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
9	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	
10	本籍地		免許状種類・教科		返納 紛失
	氏名		免許状番号		
	生年月日	年 月 日	授与年月日・授与権者	年 月 日	

## 教育職員免許法（抜粋）

**第五条** 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

（略）

三 禁錮以上の刑に処せられた者

（略）

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

**第十条** 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

**第十一条** 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

**2** 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

**3** 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。

## 教育職員免許法施行規則（抜粋）

**第七十四条の二** 免許法第十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

（略）

八 失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長若しくは教頭に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）

イ 児童生徒性暴力等

ロ わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）

ハ 交通法規違反又は交通事故

ニ 教員の職務に関し行つた非違（イからハマまでに該当するものを除く。）

ホ イからニまでに掲げる理由以外の理由